

**調査票（各委員提出）の取りまとめ**  
**～これまでの委員間討議を踏まえた差別**  
**解消に向けた条例の在り方について～**

## 目次

○ 石垣 智矢委員	1
○ 小島 智子委員	2
○ 山内 道明委員	6
○ 山本 里香委員	8
○ 稲森 稔尚委員	9
○ 藤田 宜三委員	10
○ 東 豊委員	12
○ 中村 進一委員	13

○ これまでの委員間討議を踏まえた差別の解消に向けた条例の在り方について

インターネット（SNS）や新型コロナウイルス感染症の拡大によってさまざまな人権に関する問題が変化してきている。

あらためて人権が尊重される社会づくりを推進するため、人権が尊重される三重をつくる条例の変更点や追記事項について。

目的

- ・ 目的内の障害者→障がい者とひらがな表記に変更してはどうか。
- ・ 目的内にある例示に、新たに「感染症等による病気」「外国人」を追記してはどうか。
- ・ 例示の最後に（）書きで（インターネットを通じて行う行為を含む。）を追記してはどうか。

県民等の責務

- ・ 第三条1の最後に、（）書きで（インターネット上の行為を含む。）を追記してはどうか。

基本方針

- ・ 相談支援体制の充実に関することを追記。
- ・ 現在、「人権が尊重される三重をつくる条例」には、相談に関する内容は記載されていない。  
新たに人権に関する相談についての規定を設けて、さらなる相談体制の充実や相談者への支援等につなげてはどうか。

追記する新たな事項

人権に関する相談

- ・ 人権が尊重される三重をつくるための人権相談窓口の設置
- ・ 国、県、市町等が設置する相談機関やその他関係する機関の紹介
- ・ 相談者への支援および関係機関に対する支援
- ・ 知事は各市町や関係機関との情報共有や緊密な連携 など

○ これまでの委員間討議を踏まえた差別の解消に向けた条例の在り方について

○前文 (条例の中に、社会の現状認識をどう書き込むか。)

【情勢】

- ・世界人権宣言における「尊厳と権利について平等」「法の下において平等」(これは日本国憲法にも)、国際人権規約：人権の国際的基準を示したもの
- ・21世紀は人権の世紀と言われて久しいが、様々な人権問題が解決されずにある現状 インターネット上の差別の横行、感染症にかかわる新たな差別
- ・日本国内の人権にかかわる法整備が進みつつある現状
  - 2009年4月施行 ハンセン病問題の促進に関する法律
  - 2016年 人権3法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、本邦外出身者に対する差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、部落差別の解消の推進に関する法律)
  - 2019年 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律

【めざす社会像】

- ・多様性の尊重
- ・共生社会
- ・包摂性：誰も取り残さない (SDG s の根本理念)
- ・権利保障
  - 生命、自由、身体の安全に対する権利 (世界人権宣言)
  - 学び育つ権利・働く権利・生活する権利

【三重県としての独自性】

- ・三重県における差別に関わる取り組みの流れとその意義
  - 全国水平社創立メンバーである上田音市は三重県出身であり、三重県においてはそれらの歴史を基にして人権を大切にする意識が早くから醸成されてきた。
- ・災害と人権について
  - 災害時のデマは差別の扇動
  - 避難弱者の存在が差別の形となって現れる危険性(障がい者、高齢者、外国人、女性など)

○目的

差別の現実を明記(差別が現存すること)  
差別を解消し、もって人権尊重の社会の実現をめざす。

### ○差別の定義について

- ・差別は社会構造の中で生まれ、被差別者の側の問題ではなく、社会の側の問題であること。(マイノリティ、マジョリティ)
- ・差別とは、人種、肌の色、国籍、民族、信条、性別、性自認、性的指向、障がい、疾病、年齢、社会的身分、門地等に基づくあらゆる区別、制限、排除である。

### ○基本理念（差別の禁止を含め）

- ・あらゆる分野において人権尊重の視点に立つ。
- ・三重県感染症対策条例第10条「何人も、感染症の患者およびその家族等に対して、感染症にかかっていること又はかかっていると疑われることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」
- ・性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例第4条「何人も、性的指向又は性自認を理由とする不当な差別的取り扱いをしてはならず、及び性的指向又は性自認の表明に関して、強制し、禁止し、又は、本人の意に反して、正当な理由なく暴露をしてはならない」  
これらを参考にして、だれもが差別をしてはならないことを規定する。
- ・人の属性に関する暴露の禁止  
例えば部落出身、在日コリアン、帰化、障がい、病気、感染など、本人の同意なしに暴露することは許されないことである。

### ○県の責務

- ・目的達成のため、総合的かつ計画的に施策を実施する
- ・差別行為を行うことを目的とする公共施設の利用について、適切な措置を講ずる。

### ○市町等との協働・連携

- ・県は施策の策定及び実施に関して、市町、関係機関、関係団体、事業者その他の関係者と連携し、協力する。差別の実態把握に関しては市町の持つ情報を県がとりまとめるなどする。

### ○事業者の役割

- ・基本理念の理解と、差別解消への協力
- ・各調査をしてはならない（それぞれ、部落出身、障害、外国人などに関連する）  
就職差別につながる調査  
結婚に関する身元調査  
不動産取引に関する差別調査

### ○公務員、議員の責務

- ・高い人権意識を持ち、目的達成に寄与すること

### ○県民の責務

- ・差別のない人権尊重の社会づくりに関する理解
- ・結婚等身元調査をしてはならない

### ○相談について

- ・相談については、相手（差別する側）に対応することができなければ、解決にはつながらない。最後まで相談者に寄り添うことにはならず、限定的な支援にしかならない。
- ・相談があったら、  
県は、市町その他の関係行政機関と連携し助言、調査、関係者間の調整、関係行政機関への通告等をおこなう。  
相談員の人材育成のための必要な施策を行う。

↓

#### 助言・あっせんについて

相談者、その他関係者は、相談を経ても解決が難しいと考えられる場合は、知事に対し、当該差別事案の解決のための助言、あっせんを行う旨の申し立てを行うことができる。

↓

知事は、当該申し立てに係る事実関係について調査できる。

知事は助言、あっせんにあたり、「差別解消調整委員会」の意見を聞く。

↓

勧告：助言、あっせんに対し、正当な理由なく従わないとき、知事が勧告できる。

公表：知事は、差別事案の発生の防止又は差別事案が発生した場合における当該差別事案の解決に資するため、助言又はあっせんを行った場合、必要な事項を一般に公表できる。

- ・差別解消調整委員会の設置

知事の要請を受け、事案について調査審議する。

その結果明らかになった課題があると認めるときは、知事に報告する。

- ・人権施策審議会の設置

人権施策基本方針等を策定し、人権施策について調査審議し、県が実施する人権施策の推進に関する施策の実施状況に関する評価を行う。

人権施策の推進に関する重要な事項について知事に意見を述べることができる。

○救済に関すること

- ・情報の提供、安全の確保、居住の安定、雇用の安定、損害賠償請求に関する支援、保健医療サービス、福祉サービスの提供など。

○事例の蓄積、分析、研究の推進

- ・人権施策の策定、及び実施するため、必要な調査・研究を行う。

○実態調査

- ・差別の実態を明らかにする実態調査を行う。（新たな差別を生まない工夫をしながら進める）
- ・市町との連携

○教育・啓発

- ・人材確保と育成

○財政上の措置

- ・県は、目的達成のための施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

○年次報告

- ・知事は毎年1回、施策の実施状況について報告書を作成し、議会に報告するとともに、公表すること。

○ これまでの委員間討議を踏まえた差別の解消に向けた条例の在り方について

- あらゆる差別からの解放と、人権闘争としての差別の解消を目指す

※差別からの解放→被差別者がその差別原因に対する劣等感等を乗り越え、不動の尊厳を得る事。

- 司法の場に限らず、第三者的な相談の窓口、差別問題の解消にあたる仕組みが必要

(理由)

被差別者が救済を受けようとしても、法的機関しか無く、現法制度では、被害者が加害者を立証しなければならない。

- 差別には意図的なものと、意図的ではないものが存在し、その両方を含めて、差別の解消に努める。解消においては“対話”を重視する。

(理由)

解消に向けた取組みが異なる。対話によってより深く差別者の変革が期待できる。

- 「言語、宗教、信条など」は「文化的背景」という表現として一括りにされた人権課題となっているが、それぞれを個別に明記すべきと考える。

(理由)

外国人において言葉の壁、宗教上の制約(慣習・食べ物等)などが現に存在するため、社会における理解を促進していかなければならない。特に信教の自由においては、日本人、外国人に関係なく、社会の様々な場面で、強制力や同調圧力(意図的ではない)が働く環境において侵害されている。

また相談窓口で個別に相談しても、すべて文化的背景の差別事象となり、その差別の原因の特定、解消に繋がらない(ヒューリアみえへの相談の実態と人権センター(県)への報告の実態の差異)

●人権のレジリエンス（差別を乗り越える力）への視点

（理由）

意図的、非意図的に関わらず差別が無くならない中において、その解消を目指すと共に、差別を乗り越える力の醸成を被差別者と社会が一体となって、もしくは社会が後押しをして取り組んでいく事が求められる。特に部落差別のように長年に渡る差別によって蝕まれてきた被差別地域出身者の心の変革を促し得る社会環境の改善が必要であると考えます。

●傍観者のエンパワーメントへの視点

（理由）

傍観者の行動変容無くして、真の差別解消は実現しえない。被差別者が声を上げる時代から、社会の側が積極的に解消に向けて行動を起こす転換期と捉えたい。他地域のヘイトスピーチを対岸の火事と捉えない。

●教育・啓発と併せて行動変容を促す日常的・継続的な“運動”を盛り込む

（理由）

運動は本来、啓発の中に入っていると考えられるが、敢えて特出ししてはどうか。頭で理解する事と、運動により体得する事とは異なると思われる。人権感覚のアップデート。

例) レディーファースト、ポリティカル・コレクトネス、ヘルプマークなど。

○ これまでの委員間討議を踏まえた差別の解消に向けた条例の在り方について

1. (目的) または、前文に「人種、肌の色、性（性自認・性的指向等）、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生またはその他の地位等によるいかなる差別も許さない」という文言を入れ強く宣誓する。
2. (県の責務) において、「差別事象解消・救済のため、それぞれの事象に応じた相談体制、救済のために動く機関の整備と長期のアフターケアに対応する専門機関（医療機関・擁護機関など）との連携システムの構築を進めること」「差別のない社会推進のための教育・啓発をする」を記載。（必要な場合司法へつなげることの支援体制も含む）
3. (県民等の責務) において、「差別はしない、傍観者にならない」を記載。
4. (基本方針) において、「一人一人に基本的人権があり、主権者であること」を明確に。  
人権施策基本方針 を定めることとして 「三 同和問題、子ども、女性、障害者及び高齢者等の人権に関する問題について」の記述において、追加し記載の仕方を再考する。

※ 人権センターの在り方について再考必要。

※ 前文が重要となる。

○ これまでの委員間討議を踏まえた差別の解消に向けた条例の在り方について

- 条約や憲法、他の自治体の条例等を参考にしながら、差別の「定義」を明らかにし「何人も差別を行ってはならない」という差別禁止を規定する必要があります。
- 相談対応だけでは限界があり、県民が差別や人権侵害を受けたときに「使える」条例とする見直しが求められ、被差別の側に立った第三者機関の設置による紛争解決や救済のしくみを入れるべきと考えます。
- 知事や議員はじめ公職にあるものは条例の策定に関わり人権が尊重される三重県に向けて積極的な役割を果たす必要があります、「公職者の責務」を規定するべきです。また政治倫理条例にも「人権尊重」の項目を入れることも検討すべきです。
- 県が管理する公共施設の利用にあたっては明らかな「ヘイトデモ」等が行われると予見できる場合は利用制限をする条項を盛り込み抑止力を持たせる必要があります。

○ これまでの委員間討議を踏まえた差別の解消に向けた条例の在り方について

- ・世界及び国内における人権を尊重する考え方、捉え方が大きく前進してきたことを踏まえ、県の人権擁護の歴史を鑑みて、県として差別解消を始めとした人権が尊重される社会づくりの方向性を示す必要がある。(世界人権宣言、国際人権規約、人権三法の制定など)
- ・現在も差別の実態がある中で、あらゆる差別を無くす為、県・市町・県民・事業者等の責務を明らかにして、その対策を講じる事により、差別の解消等により人権が尊重される社会の実現を目指す。
- ・不当な差別とは 人種、皮膚の色、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、疾病、職業、被差別部落出身、その他経歴等に基づくあらゆる区別、排除、制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものであり、何人も、これらの差別をしてはならない。
- ・誰もが差別により、他人の人権を侵してはならない。表現の自由は考慮されなければならないが、人権を侵す行為は制限をうける。
- ・誰もが結婚、就職における身元調査及びそれに基づく差別、不動産取引上の差別、本邦外出身者への差別等の行為はしてはならない。
- ・県は差別解消のため総合的な施策を計画的に策定し、国・市町・民間団体と連携してこれを推進する。
- ・基本計画を策定し、それに基づく施策の実施状況について報告書を作成し、公表する。
- ・県民の責務として差別解消に向けての基本理念の理解と施策への協力をする。
- ・事業者の責務として差別解消に向けての基本理念の理解と施策への協力をする。また職員への研修等の雇用管理上の措置を行う。

- ・差別解消に向けて、発生した問題解決の仕組みとして、障がい者差別解消条例に準じたものとする。

条例に基づく相談員を設置する。

相談員は双方及び関係者からの聞き取りを基に、助言、あっせんを行う。

相談員による助言、あっせんにより解決しない場合は、知事に対し申し立てが出来るものとする。

知事は申し立てに対し、調査、聞き取りのうえ、助言、あっせんを行うものとし、その際、知事は調整委員会を設置し、その意見を聞く事が出来る。

調整委員は専門的な知識を有する者等を知事が任命する。

知事は、助言、あっせんに従わないときは勧告する事が出来る。また、勧告に従わないときは差別解消のため、申立人、相手方その他の関係人の秘密を除いて公表する事が出来る。

- ・県は差別被害者の救済の為、市町と連携して、医療・福祉サービス・安全の確保・雇用・住宅のあっせん等の対策を行う。
- ・県は差別事例に関する情報の収集蓄積・分析を行い、それを市町・関係団体と共有をする。又そのための体制整備を充実する。
- ・県は差別解消に向け教育啓発を積極的に行う、又そのための人材確保をする。
- ・インターネット上の差別行為に対しての解決に向けての支援をする。
- ・公務員、議員は差別解消に向けて、一般の県民より重い責務を負うものとする。
- ・災害時における差別行為、デマの流布等の防止対策を策定する。
- ・県は差別の実態調査を新たな差別を生み出さない方法で行う。
- ・県は目的達成の為財政上の措置を講ずる。

○ これまでの委員間討議を踏まえた差別の解消に向けた条例の在り方について

既存条例の一部改正を行い盛り込むべき内容

- 1、条例名に「差別のない」を挿入し表記する
- 2、第一条の目的に  
国籍、人種、部落、性別、感染症等の病気、職業など
- 3、第五条二項に
  - ①差別の解消に向け、実態把握及び情報収集・分析に関すること
  - ②相談支援体制に関すること

## ○ これまでの委員間討議を踏まえた差別の解消に向けた条例の在り方について

## 全体に関わる実態の認識について

私たちの周りには様々な分野において差別による人権侵害が存在する。新型コロナウイルス感染症に関わっては、罹患者や医療従事者に対する差別事案が多く発生し、インターネット等に差別的な書き込みや誹謗中傷が多くみられている。また、コロナ禍を契機に、部落差別や外国人に対する差別といった既存の差別と結び付いて新型コロナウイルス感染症に関わる差別等が発生している事例もあり、既存の差別の深刻化と人権侵害につながっている。

すべての人間は生まれながらに自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であり、個人として尊重され、基本的人権の享有が保証されなければならない。私たち三重県民は、日本国憲法をはじめ、世界人権宣言、国際人権規約、人種差別撤廃条約、女子差別撤廃条約、児童の権利条約等の差別解消に関する条約等が掲げている、

「すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。このため、法律は、あらゆる差別を禁止し及び人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等のいかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な保護をすべての者に保障する」（自由権規約第 26 条）といった理念の下に、人権県宣言の趣旨にのっとり、不当な差別をなくし、人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現をはかるため、この条例を制定する。

## 目的

この条例は、差別を解消し人権を尊重することに関し、県民等（県及び県内で暮らし、または、事業を営むすべての者）の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、人種、皮膚の色、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、疾病、職業、被差別部落出身、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等による不当な差別を解消し、人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現を図ることを目的とする。

## 差別の定義

差別とは、人種、皮膚の色、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、疾病、職業、被差別部落出身、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等に基づくあらゆる区別、制限、排除をいう。

## 県の責務

県は、現行行政のあらゆる分野において、不当な差別のない、人権が尊重されるという視点に立って取り組むとともに、差別が解消され人権が尊重される施策を積極的に推進するものとする。

県は、差別解消施策、人権施策を推進するに当たっては、国、市町及び関係団体と連携協力するものとする。

## 県民等の責務

県民等は、自ら人権意識の高揚に努めるとともに、相互に人権を尊重し、差別をしてはならず、人権を侵害してはならない。

県民等は、県が実施する差別解消施策、人権施策に協力するものとする。

## 県と市町との協働

県は市町と協働して、差別のない人権が尊重される社会の実現に努めること。

県は市町が実施する差別解消施策、人権施策について必要な助言その他の支援を行うものとする。

## 基本方針

知事は、差別解消及び人権施策の総合的な推進を図るため、差別解消施策及び人権施策の基本となる方針（「差別解消施策基本方針」「人権施策基本方針」）を定めるものとする。

## 調査研究

県は、差別を巡る状況実態の把握と情報の収集のため、関係機関等とも連携して定期的に差別の実態調査を行うこととする。

## 相談体制

県は不当な差別や人権侵害に関して相談に応じなければならない。

県は、不当な差別や人権相談について相談を受けたときは、専門的知見を活用しながらその相談に応じるとともに、相談者への助言、関係機関の紹介、その他関係機関（市町・法務局・警察・女性相談所・労働局等）との連携を強化し、相談者への支援を行う。

（人権センターの体制強化と相談員の人材育成も記載する。）

## 助言・あっせん

不当な差別や人権侵害を受けた者は、相談によって解決できない場合、当該差別事案、当該人権侵害事案について、知事に対し解決に向け、助言、あっせんを行う旨の申し立てを行うことができる。

知事は、当該申し立てがあった場合は、三重県差別解消調整委員会（仮称）の意見を聴き助言、あっせんを行うものとする。

## 勧告

知事は、助言、あっせんを行った場合、差別事案あるいは人権事案に該当する行為をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、当該者に対し必要な措置をとるよう勧告することができる。

## 公表

知事は、差別事案の発生の防止又は差別事案が発生した場合における当該差別事案の解決に資するため、助言又はあっせんを行った場合において、申立人、相手方その他の関係人の秘密を除いて、必要な事項を一般に公表することができる。

### 差別解消調整委員会の設置

知事は、不当な差別事案や人権侵害が発生した場合、知事の諮問に応じて調査審議を行うため、知事の附属機関として、三重県差別解消調整委員会（仮称）を置く。

### 救済措置

県は国、市町と連携し、不当な差別の解消をはじめとする人権救済のために必要な措置を講ずるものとする。

### 教育啓発

県は、国及び市町と連携し、不当な差別のない人権が尊重される施策の推進を図るため、必要な教育、啓発を行うものとする。

### 審議会の設置

不当な差別のない人権が尊重される施策の推進を図るため、知事の附属機関として審議会を設置する。

- 基本方針・推進計画
- 知事が必要と認める事項

### インターネット対策

県はインターネットによる差別的な書き込みや誹謗中傷等により人権侵害がなされないよう、定期的なモニタリングやインターネット上での啓発を含め、その解消に向けた取組をおこなう。

県はインターネット上で差別的な書き込みや誹謗中傷等により、人権侵害がなされている事実を把握した場合は、通報や削除要請の支援に取り組むとともに、被害者が訴訟を起こす際の資料提供などの支援を行う。

ネット上の投稿により、差別被害や人権侵害被害を受けて個人が、権利侵害を行った発信者を特定し、民事訴訟等につなげるために、プロバイダに対して行う情報公開手続きを支援する。

(さらに検討を要する項目)

- 人権三法への対応
- ヘイト対策の位置づけ
- 部落差別対策の位置づけ
- 全体的に実効の担保をどうするか
- 禁止
- 罰則
- 障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例を参考に  
にする。